

常任委員会資料のホームページ公開に係る不適切事案

1 誤って公開した情報

令和6年6月13日（木）開催の地域県土警察常任委員会資料のうち、請願・陳情資料（陳情6年地域第23号）中、陳情の提出者の住所（ホームページでの公開は、市町村名までとすべきところ、市町村名以外の部分まですべて公開してしまった。）

2 誤って掲載していた期間

令和6年6月13日（木）午前8時30分から約1時間

3 請願・陳情資料の運用ルール

議会で審議される請願・陳情については、請願・陳情の提出者の住所、氏名が記載されているが、ホームページの公開に当たっては、平成29年2月定例会以降、住所の掲載は、市町村名までとすることとしている。

4 発生の経緯

ホームページ公開用の請願・陳情資料の作成に当たり、提出者欄の市町村名以外の住所は削除したが、本文中にも提出者の住所が記載された部分があり、その部分を削除していないものを誤ってホームページで公開してしまった。

5 発覚の経緯

陳情の提出者から、6月13日午前9時20分に電子メールで指摘があり判明したものの。

6 対応状況

発覚後、直ちに該当部分を削除した資料に差し替えて公開した後、陳情の提出者への説明と謝罪を行った。

7 再発防止策

議会事務局内の職員へ、個人情報を含む書類等の取扱いについて周知徹底を図るとともに、ホームページに掲載する資料について、個人情報の有無を含め、内容の正誤についてダブルチェックを徹底する。

【請願・陳情提出者の住所、氏名の記載の取扱い（H29.2月定例会～）】

提出者	文書表に記載する範囲	ホームページに掲載する範囲
個人	・住所（番地まで） ・氏名	・住所（市町村名まで） ・氏名
法人・ 任意団体	・住所（番地まで） ・団体名 ・代表者名	・団体名 ・代表者名

（H29.3.22議会運営委員会決定）

※この決定前は、「文書表に記載する範囲」の内容を、そのままホームページにも掲載していた。

【この度、誤ってホームページに掲載した内容】

（地域県土警察常任委員会資料（陳情令和6年地域第23号）の一部抜粋）

<p>▶陳情事項</p> <p>・・・。</p>
<p>▶陳情理由</p> <p>・・・補正命令書で「・・・（住所を番地まで記載）」と記載していたが・・・。</p> <p>・・・私の住所あてに「・・・（住所を番地まで記載）」と書かれた・・・</p>
<p>▶提出者</p> <p>〇〇 〇〇 （〇〇市）</p>

「提出者」欄は、市町村名までに加工して、HP公開した。

陳情文書表の本文中の「陳情理由」欄にも、提出者の住所（番地まで）が記載されており、ここを市町村名までに加工せずに、HP公開した。